

平成26年度

事務報告

税務課

税務係

地籍調査係

税務係

税務行政の原則は、税行政の円滑な運営及び公平・公正に課税し、納税者に対し理解と信頼を得ることが不可欠である。窓口利用者への適切な対応をし、複雑・難解な各種税法を要領よく理解し、ケーブアルテレビ等により納税者に判りやすい広報活動を行い、納税に対する理解や意識向上に努めた。

また、滞納者に対しては、納税相談、定期的な臨戸訪問による納税催告、県との共同催告を行うとともに、県及び1市3村間の併任徴収により、高額滞納者に対する滞納処分を行い、納税意識の向上に努めた。

事務的には、職員の資質向上を図るため、地方税法を始め各種税法の専門知識の取得に努め、著しく変動する経済情勢に即応した情報収集や併任徴収市町村間の研修、申告事務等の各種研修会へ積極的に参加し、自己研鑽を行った。

また、時期的に集中する煩雑な税業務については、コンピュータによる税情報管理をしており、効率的で的確な事務処理に努めた。

1. 村民税 【個人】

製造業等を中心とする国内産業は、各種政策の効果の下支えする中で、年度上半期から輸出産業の横ばい持ち直しの繰り返しが続き、企業収益は改善し、雇用情勢も改善されると報道されてきたが、地方への波及効果、個人所得の増加には繋がらず、個人住民税の調定額は、平成25年度に続き微増程度に留まっている。

課税については、各種所得の把握を行い、各事業主等の協力を得ながら関係機関を通じて所得の調査を実施し、各種の資料収集を行い、正確な数値の把握に努めた。

農業所得の把握については、農林産物の売上調査を行い、収支計算方式による納税申告を実施した。

確定申告では、事務効率のため電算処理を行い、事務の効率化と正確性を実現し、適正な申告事務を行った。

●個人住民税税率

| | 平成25年度まで | 平成26年度以降 | | |
|-----|----------|----------|---------|-----|
| | 均等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 |
| 村民税 | 3,000 円 | 6% | 3,500 円 | 6% |
| 県民税 | 1,500 円 | 4% | 2,000 円 | 4% |
| 計 | 4,500 円 | 10% | 5,500 円 | 10% |

◎個人住民税の収納状況

(単位：千円・%) (昨年度)

| 項目 | 調定額 | 収入済額 | 収納率 |
|-------|-----------------|-----------------|-------------|
| 現年課税分 | 71,428 (69,260) | 70,843 (68,466) | 99.1 (98.8) |
| 滞納繰越分 | 5,918 (6,622) | 987 (1,022) | 16.6 (15.4) |

【法人】

法人村民税については、製造販売業と農業機械販売業の若干の伸びがあったが、小売業の売り上げの減少と建設業によって、減収となった。

●法人村民税税率

・均等割

| 法人等の資本金等の額の区分 | 村内従業者数 | 税 額 |
|-------------------|--------|------------|
| 1千万円以下のもの | 50人以下 | 50,000円 |
| | 50人超 | 120,000円 |
| 1千万円を超え、1億円以下のもの | 50人以下 | 130,000円 |
| | 50人超 | 150,000円 |
| 1億円を超え、10億円以下のもの | 50人以下 | 160,000円 |
| | 50人超 | 400,000円 |
| 10億円を超え、50億円以下のもの | 50人以下 | 410,000円 |
| | 50人超 | 1,750,000円 |
| 50億円を超えるもの | 50人以下 | 410,000円 |
| | 50人超 | 3,000,000円 |

・法人税割

| 資本金等の額 | 課税標準額 | 平成26年9月まで | 平成26年10月から |
|----------|----------|-----------|------------|
| 1億円未満の法人 | 年500万円未満 | 12.3% | 9.7% |

◎法人村民税収納状況

(単位：千円・%) (昨年度)

| 項 目 | 調定額 | 収入済額 | 収納率 |
|-------|----------------|----------------|-----------|
| 現年課税分 | 9,310 (10,856) | 9,310 (10,856) | 100 (100) |

2. 固定資産税

固定資産税では、普遍的に所在する土地、家屋、償却資産に対して自治体のサービスに資するために応益的に課税するものであり、固定資産それぞれの評価額に依りて適正に賦課徴収を行った。

税徴収の面では、雇用環境及び経済状況の悪化に伴い、個人所得が減少し、滞納額が年々増加の傾向にあり徴収率の向上に苦慮している。

課税台帳の整備については、地籍調査事業の完了に伴い、登記関係の異動処理等に努めた。

家屋評価については、建築様式や材質が多様化し、専門的な知識が要求され、客観性、公平性を高めることで業務委託する市町村が増えている。そのため、本村でもより公正、公平な課税に努めるため、平成25年度から家屋評価の業務委託を行った。また、課税明細書の通知により納税者の理解と納税意識の高揚に努めた。

◎平成 26 年度家屋評価件数

(昨年度)

| 用途区分 | 新築・増築 | 件数 |
|--------------|-------|-------|
| 専用住宅用建物 (木造) | 新築 | 5 (6) |
| 専用住宅用建物 (木造) | 増築 | 1 (0) |
| 附属屋用建物 (木造) | 新築 | 0 (0) |
| 倉庫 (木造) | 新築 | 1 (3) |
| 倉庫 (鉄骨造) | 新築 | 0 (0) |
| 合計 | | 7 (9) |

●固定資産税＝課税標準額×1.4% (税率)

●免税点：土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円

◎固定資産税の収納状況

(単位：千円・%) (昨年度)

| 項目 | 調定額 | 収入済額 | 収納率 |
|-------|-----------------|-----------------|-------------|
| 現年度分 | 97,139 (96,985) | 95,016 (94,862) | 97.8 (97.8) |
| 滞納繰越分 | 8,920 (8,825) | 865 (1,108) | 9.7 (12.5) |

◎固定資産評価審査委員 (任期：3 年)

| 役職名 | 氏名 | 就任年月日 | 住所 |
|-----|------|-----------|----------------|
| 委員長 | 西川正晴 | H26.10.01 | 山田丁 276 番地 |
| 委員 | 中村直人 | H25.10.01 | 万江甲 979 番地 |
| 委員 | 内川初子 | H26.10.01 | 万江乙 725 番地の 26 |

◎固定資産評価員

| 役職名 | 氏名 | 就任年月日 | 住所 |
|-----|------|-----------|-------------|
| 委員 | 巖野昭憲 | H24.10.01 | 山田丁 2373 番地 |

3. 軽自動車税

軽自動車税は、主たる設置場所在市町村で課税されるが、登録台数はやや増加傾向にある。

◎軽自動車税の納付状況

(単位：千円・%) (昨年度)

| 項目 | 調定額 | 収入済額 | 収納率 |
|-------|-----------------|-----------------|-------------|
| 現年度分 | 10,918 (10,691) | 10,758 (10,585) | 98.5 (99.0) |
| 滞納繰越分 | 282 (277) | 31 (84) | 11.0(30.3) |

◎軽自動車の保有状況 (平成 27 年 3 月末現在)

(単位：台・円)

| 種別 | 保有台数 | 年税額 | 種別 | 保有台数 | 年税額 |
|---------------|------|-------|-----------|-------|-------|
| 原付第一種 (50cc) | 261 | 1,000 | 軽二輪 | 60 | 2,400 |
| 原付第二種 (90cc) | 21 | 1,200 | 四輪乗用 (自家) | 1,011 | 7,200 |
| 原付第二種 (125cc) | 14 | 1,600 | 四輪貨物 (営業) | 1 | 3,000 |
| 原付ミニカー | 6 | 2,500 | 四輪貨物 (自家) | 693 | 4,000 |
| 農耕作業用 | 213 | 1,600 | 四輪特殊 (自家) | 2 | 4,000 |
| 小型特殊 | 9 | 4,700 | 小型二輪 | 46 | 4,000 |

登録台数：2,337 台 (2,339)

4. 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、喫煙者数が減少傾向にあり、昨年度は販売本数が減少した。

市町村たばこ税は、安定した税収であり、村内で購入してもらうよう啓発に努めた。

◎市町村たばこ税収入内訳

(単位：千円・本) (昨年度)

| 会社種別 | 税額 | 販売本数 |
|-------------|-----------------|-----------------------|
| 日本たばこ産業(株) | 11,609 (11,624) | 2,140,760 (2,354,770) |
| TSネットワーク(株) | 6,175 (6,385) | 1,173,640 (1,227,700) |
| 日本たばこアイメックス | 2 (0) | 360 (0) |
| 合計 | 17,786 (18,009) | 3,314,760 (3,582,470) |

5. 入湯税

入湯税は、平成 15 年度から徴収している。山江温泉「ほたる」の宿泊客から 1 人 150 円を課税徴収するものである。

利用客については、施設の改修に伴う休館により減少となっている。

◎入湯税収入内訳

(単位：千円・%・人) (昨年度)

| 項目 | 調定額 | 収入済額 | 収納率 | 利用客 |
|-------|----------|-----------|-------------|---------------|
| 現年課税分 | 266(327) | 266 (327) | 100 (100.0) | 1,778 (2,181) |

6. 国民健康保険税

(1) 平成 21 年度より、失業者等に対する減免措置が制定された。

「納税者及び生計を主として維持する者が失業者等により前年中の地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 500 万円以下であるもので、当該事由発生時において前年中の合計所得金額に対して本年中の見込合計所得金額が 10 分の 3 以上の減少割合があった場合、次の区分により保険税 (所得割) を軽減、又は免除する。」

(平成 21 年 6 月 11 日付け山江村国民健康保険税減免に関する規則の一部改正による)

| 前年中の合計所得金額 | 軽減又は免除の割合 (所得割) |
|---------------|-----------------|
| 100 万円以下であるとき | 全部 |
| 200 万円以下であるとき | 10 分の 8 |
| 300 万円以下であるとき | 10 分の 6 |
| 400 万円以下であるとき | 10 分の 4 |
| 500 万円以下であるとき | 10 分の 2 |

◎減免件数 (平成 26 年度) 12 件 減免金額 1, 278, 00 円

◎国民健康保険税の税率及び課税限度額 (平成 26 年度)

| | | | |
|------------------------|-----|----------|-----------|
| 医 療 分 (0 歳～74 歳) | 所得割 | 10.00 % | 限度額：51 万円 |
| | 均等割 | 22,500 円 | |
| | 平等割 | 30,000 円 | |
| 介 護 分 (40 歳～64 歳) | 所得割 | 2.80 % | 限度額：14 万円 |
| | 均等割 | 8,000 円 | |
| | 平等割 | 6,500 円 | |
| 後期高齢者支援分 (0 歳～74 歳) | 所得割 | 2.20 % | 限度額：16 万円 |
| | 均等割 | 6,000 円 | |
| | 平等割 | 4,000 円 | |

最高限度額 81 万円

◎国民健康保険税の収入状況

(単位：千円・%) (昨年度)

| 項 目 | 区 分 | 調定額 | 収入済額 | 収納率 |
|---------|-------|-------------------|-----------------|-------------|
| 現 年 度 分 | 医 療 分 | 60,607 (61,953) | 56,612 (57,400) | 93.4 (92.7) |
| | 後期支援分 | 13,272 (13,504) | 12,375 (12,493) | 93.2 (92.5) |
| | 介 護 分 | 9,315 (9,818) | 8,651 (9,055) | 92.9 (92.2) |
| | 計 | 83,194 (85,275) | 77,638(78,9 48) | 93.3 (92.6) |
| 滞納繰越分 | 医 療 分 | 22,246 (21,645) | 1,834 (2,631) | 8.2 (12.2) |
| | 後期支援分 | 4,836 (4,609) | 386 (495) | 8.0 (10.7) |
| | 介 護 分 | 3,929 (3,896) | 333 (506) | 8.5 (13.0) |
| | 計 | 31,011 (30,150) | 2,553 (3,624) | 8.2 (12.0) |
| | 合計 | 114,205 (115,425) | 80,191 (82,572) | 70.2 (71.5) |

7. 諸証明

諸証明の収入は、所得証明書を始め、字図や地籍図等の交付申請・閲覧などである。手数料収入は、調定額 643 千円、収入済額 643 千円、収納率 100%である。

8. 徴収及び滞納整理

日頃から新規の滞納者を発生させないために納付状況について逐一把握し、必要な徴収担当を配置して随戸催告を中心に滞納対策を重点的に推進し、また徴収体制の強化を図るため、国税徴収法に基づき国税還付金等の差押え等の滞納処分を実施した。

◎国税還付金差押件数 5 件 38,287 円

今後悪質滞納者には、厳しく催告を行い、法に基づいて搜索等を実施し、積極的に財産差し押さえに踏み切る必要がある。

納付の重要組織である納税組合は、従来どおりその存続について推進した。

◎平成 26 年度納税組合数 48 組合 354 名

(1) 平成 26 年度不納欠損額 4,137 千円 (県民税含) (前年度 3,387 千円)

| 税目 | 不納欠損額 (千円) | 対象者数 | 内 訳 (時効消滅) | | | | | |
|---------|---------------|------|------------|----|----------|----------|----------|-----|
| | | | 財産 処分 | 死亡 | 所在 不明 | 財産 調査 | 執行 停止 | その他 |
| 村県民税 | 975 | 10 | 1 | 1 | — | 6 | 2 | — |
| 固定資産税 | 1,594 | 18 | 1 | 4 | — | 9 | 1 | 3 |
| 軽自動車税 | 16 | 4 | — | — | 3 | — | 1 | — |
| 国民健康保険税 | 1,552 | 18 | — | 3 | 2 | 11 | 2 | — |
| 計 | 4,137 | 50 | 2 | 8 | 5 | 26 | 6 | 3 |

9. 地籍調査

本村の地籍調査事業は、昭和 56 年に着手して既に 30 年を経過し、総面積 121.20 k m²のうち国有林及び土地改良事業区域を除外した 107.09 k m²が調査対象面積で、調査事業費 684,652 千円を費やし平成 19 年度に現地調査が完了した。

調査後の認証手続、法務局の公図、登記簿の書き換えがすべて完了したため、平成 24 年度部価替えに併せて、地籍調査後の新面積により課税している。

